

平成23年12月27日

大都市問題に関する検討PT 中間報告

- 1 我が党は、道州制に向けて、地方自治の抜本改革を進めているところである。
本PTは、来年において政令指定都市が20市になる状況を踏まえ、大都市においては、府県との二重行政の弊害や住民意識の希薄化が指摘されていることに鑑み、住民が自らの発意により特別区の設置を決めるときには、国の法制上支障なく実施することができるよう、その受け皿を設けることが必要であると判断した。
- 2 そのため、現在東京都にのみ認められている地方自治法第3編第2章に規定する「特別区」の制度を一般化し、東京都以外の道府県においても、一定の手続の下で特別区を設置できるよう、所要の法制上の措置を講ずることが必要である。
- 3 その際、次のような点を地方自治法の改正骨子とする。
 - ① 都道府県は、指定都市を含む一定の要件を満たす市町村（以下「関係市町村」という。）と共同で、②から④までの手続を経て、総務大臣に対し、関係市町村の廃止及びその区域における特別区の設置を申請することができること。
 - ② 都道府県及び関係市町村は、特別区への移行に関する協定書の作成等のため、協議会を設けるものとする。
 - ③ 都道府県及び関係市町村は、協議会が協定書を作成したときは、それぞれの議会に付議し、同意を得なければならないこと。
 - ④ 関係市町村は、議会の同意を得たときは、協定書をそれぞれ住民の投票に付さなければならないこと。
 - ⑤ 総務大臣は、①の申請に基づいて関係市町村の廃止及び特別区の設置を定めたときは、国の関係行政機関の長と共に、適切かつ迅速に所要の法制上の措置を講ずるものとする。
- 4 このことを実施するため、次期通常国会において、関係政党とも協力し、地方自治法一部改正法案を提出するものとする。